

社会福祉法人長野県共同募金会伊那市共同募金委員会
共同募金助成に関する審査規則

(目的)

第1条 この審査規則は、社会福祉法人長野県共同募金会伊那市共同募金委員会(以下、「本会」という。)が社会福祉法人長野県共同募金会伊那市共同募金委員会共同募金助成要綱(以下、「要綱」という。)に従って行う共同募金の助成をより明確にし、適正公平に行うことを目的とする。

(助成の対象範囲)

第2条 要綱第2条に定める助成の対象団体は、市内に活動拠点を置き、市内のみで活動する団体とし、以下のとおりとする。

- (1) 要綱第2条第1号に定める福祉団体は、伊那市身体障害者福祉協会、伊那市手をつなぐ育成会、伊那市肢体不自由児者父母の会、伊那市ひとり親家庭福祉会及び伊那市福祉団体連絡協議会とする。
- (2) 要綱第2条第3号に定める非営利団体とは、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人とする。
- (3) 要綱第2条第4号に定めるその他の施設、団体及び事業等は、助成が受けられる期間を原則3年以内とする。

(助成原則)

第3条 共同募金の助成審査は、以下の原則に従って行う。

- (1) 申請者が主体性と責任をもって申請事業を実施することを条件として助成を行う。
- (2) 本会は、共同募金、共同募金以外の寄付金及び各種民間資金を総合調整して助成する。
- (3) 社会的に必要性が認められながら制度としては整備されていない事業及び先駆的・開拓的な事業で、住民の支持が得られている事業のうち本会が認めるものを優先する。
- (4) 住民が主体となって、伊那市社会福祉協議会が目指す、ふれあい・支えあい・助け合う、お互い様の地域づくりの理念に従って、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現のために地域福祉活動に取り組む施設・団体を優先する。
- (5) 助成歴のない施設・団体、助成総額、助成回数少ない施設・団体の順で優先順位とする。ただし、申請の団体は事業計画、理念及び実績を有する施設・団体であることをその要件とする。
- (6) 既に助成歴のある施設・団体のうち、本会が主催する報告会、交流会に積極的に協力する施設・団体を優先する。
- (7) 経営上余裕のある団体とは、当年度の収入額の約2分の1を超える剰余金のある団体をいう。

附 則

この審査規則は、平成25年4月1日から施行する。

この審査規則は、令和2年4月1日から施行する。